変更第3号様式（建設工事等）

**建設工事等競争入札参加資格承継承認申請書**

　　年　　月　　日

山陽小野田市長　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

申請者　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 許可を受けている建設業  又は登録を受けている事業 | |  |
| 許可  登録 | 番号 | 第　　　　　　号 |
| 許可  登録 | 年　月　日 | 年　　　月　　　日 |

　下記のとおり競争入札参加資格の承継の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 競争入札参加資格者 | 許可を受けている建設業  又は登録を受けている事業 | | |  |
| 許可  登録 | 番　　号 | | 第　　　　　　　　　号 |
| 許可  登録 | 年　月　日 | | 年　　　　月　　　　日 |
| 住所 | | | 〒 |
| 商号又は名称 | | |  |
| 代表者職氏名 | | |  |
| 資格承継理由 | | |  | |

* 記入要領

１　「競争入札参加資格者」欄は、山陽小野田市に登録のある有資格者で承認前のものすべてを記入する

こと。（複数の有資格者を記入する場合は、別葉にしてもよい。）

２　変更第４号様式「経営事項引継書」の内容と一致させた上、これを添付すること。

* 資格の承継承認申請書について

　下記の⑴から⑸までの事由に該当することとなった場合に、その承継人は、引き続き入札参加資格を承継することを希望するときは、新規に許可（登録）を受けた後、速やかに「競争入札参加資格承継承認申請書」及び「経営事項引継書」を提出してください。提出されないときは、資格を承継することができませんので注意してください。

　また、債権者登録が既に完了されている業者にあっては、その内容を変更する必要があります。詳しくは、市出納室までお問い合わせください。（お問い合わせ先：市出納室Tel　0836-82-1181）

※事由及び承継人とは

⑴　個人が死亡したときは、その相続人

⑵　個人が法人を設立したときは、その法人

⑶　個人又は法人が廃業したときは、その営業を譲り受けた者

⑷　法人が合併したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立した法人

⑸　個人又は法人が企業組合又は協業組合を設立したときは、その企業組合又は協業組合

**※　承継承認申請書には次の書類を添付してください。**(状況によって追加資料を求める場合があります。)

①　経営事項引継書（変更第４号様式）

②　建設業者、測量業者、建設コンサルタント登録業者、建築関係建設コンサルタント（建築設備に係る設計又は工事監理に関する業務を営むものを除く。）、地質調査業者、補償関係コンサルタント業者は許可又は登録通知書の写し

③　営業所一覧表（市内業者は不要）（変更第７号様式）

④　技術者については、

(ｱ)　市外の建設業者の場合、名簿等の書類を提出する必要はありません。

(ｲ)　測量・建設コンサルタント等業者の場合、有資格者数一覧表。（変更第11号様式）ただし、合併後存続する会社に移籍する技術者だけとする。合併により新たに会社を設立する場合は、全ての技術者とする。市外の業者については、名簿等の書類を提出する必要はありません。

(ｳ)　市内業者の場合、経営事項審査を申請した建設業又は登録事業の種類ごとに区分し、記入した技術者経歴書（変更第８号様式）。ただし、合併後存続する会社に移籍する技術者だけとする。合併により新たに会社を設立する場合は、合併後の全ての技術者とする。

⑤　法人にあっては商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可。ただし、申請日前３カ月以内の日付

のもの）。また、個人にあっては、代表者の身分証明書（写し可）又は誓約書（変更第６号様式）（写し不可）。

⑥　被承継人の終了貸借対照表・損益計算書と承継人の開始貸借対照表（写し可）（上記(3)又は(4)に該当し、譲渡契約書等で資産の承継状況が確認できる場合は不要）

⑦　委任状（代理人、年間委任）（写し不可）（変更第９号様式）（年間委任しない場合は不要）

⑧　営業譲渡の場合は、譲渡協定書等譲渡内容が確認できるもの（写し可）

⑨　合併の場合は、合併契約書（写し可）

⑩　使用印鑑届（写し不可）（変更第10号様式）

⑪　経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査を経て、経営規模の評価の通知及び総合評定値の通知を受けていること。）又は経営事項審査を申請したときの受付印のある申請書の写し。ただし、経営事項審査を申請したときの受付印のある申請書の写しを提出した場合は、後日、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を再提出すること（写し可）。

⑫　実印の印鑑証明書（ただし、申請日前３カ月以内の日付のもの）（写し可）

⑬　暴力団排除に関する誓約書（写し不可）（変更第12号様式）